

三重県専門研修医研修資金返還免除に関する条例

平成二十二年十月二十二日

三重県条例第四十七号

(趣旨)

第一条 この条例は、県内の医療機関等における医師の確保及び医療の質の向上を図るため、知事が指定した研修プログラムにより県内の病院等で研修を受けている医師に対し県が貸与した研修資金の返還の免除について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 指定専門研修 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の二第二項に規定する臨床研修を修了した医師が、医師の専門性に関する研修のうち、知事が指定した研修プログラムにより、県内の病院等で受ける研修
- 二 専門研修資金 別に定める専門研修医の研修資金の貸与に関する規則（以下「規則」という。）に基づき貸与する県内の病院等における指定専門研修のための資金をいう。
- 三 救急病院 救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第二条第一項の規定により告示された県内の病院をいう。

(返還の当然免除)

第三条 知事は、専門研修資金の貸与を受けた者が、指定専門研修の修了後、引き続き救急病院又は規則で定める救急医療機関等における業務（以下「業務」という。）に当該専門研修資金の貸与を受けた期間の二分の三に相当する期間（その業務期間のうち二年間（貸与を受けた期間の二分の三に相当する期間が二年に満たない場合はその期間）は知事が指定する医療機関に勤務するものとする。）に従事するに至ったときは、当該専門研修資金の返還及び利息の支払の全部を免除するものとする。ただし、専門研修資金の貸与を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号で定める必要となる勤務期間を終了した後に業務に従事するものとする。

- 一 三重県医師修学資金貸与規則（平成十六年三重県規則第十一号）第二条第一項に規定する修学資金（以下「修学資金」という。）の貸与を受けている場合にあつては、三重県医師修学資金返還免除に関する条例（平成十六年三重県条例第一号）第二条第一項に規定する修学資金の返還の当然免除を受けるための必要勤務期間
 - 二 三重県臨床研修医研修資金返還免除に関する条例（平成二十二年三重県条例第 号）第二条第二号で定める臨床研修資金（以下「臨床研修資金」という。）の貸与を受けている場合にあつては、同条例第三条に規定する臨床研修資金の返還の当然免除を受けるために必要となる期間
 - 三 前二号に規定する修学資金及び臨床研修資金の貸与を併せて受けている場合にあつては、前二号に規定する当該資金の返還の当然免除を受けるために必要となる期間を合算した期間
- 2 専門研修資金の貸与を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期間には業務従事の継続性を中断しないものとする。ただし、当該期間は、業務に従事した期間には算入しないものとする。

- 一 疾病、災害その他やむを得ない理由のため業務に従事できない期間
 - 二 医学に関する専門知識の修得を目的とする修学のため業務に従事できない期間。ただし、当該期間は、二年間を限度とする。
- 3 第一項の規定は、専門研修資金の貸与を受けた者が業務に起因する死亡又は心身の故障のため当該業務を継続することができなくなった場合について準用する。
- 4 専門研修資金の貸与を受けた者が、修学資金又は臨床研修資金の貸与を受けている場合においては、当該修学資金又は臨床研修資金の返還及び利息の支払の免除を受けるために必要となる勤務期間は、第一項の業務に従事する期間に含めないものとする。
(返還の裁量免除)

第四条 前条に規定する場合を除くほか、知事は、専門研修資金の貸与を受けた者が死亡、疾病、災害その他やむを得ない理由により業務に従事することができなくなったときは、当該専門研修資金の返還及び利息の支払の全部又は一部を免除することができる。
(委任)

第五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。
- 2 この条例は、平成二十六年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、同日までに貸与の決定がなされた専門研修資金の返還の免除については、なお従前の例による。